

世界史教員からみた「歴史総合」

中 村 慎 吾

はじめに

2022年度より高等学校で、歴史総合が新たに開始される。その内容は大まかに次の2点と言えるだろう。すなわち、日本史と世界史を同時並行で学ぶこと、また近現代史を中心に学ぶことである。この2点から事実上、国際関係における日本の立場を意識しつつ、現代社会の成立や諸課題を学習することが目指された教科と言える。そして、2021年時点で各社の教科書が出そろい、各教育現場では採用のため教科書の比較検討が行われた。高等学校の社会科教員である筆者もその一人である。本稿は、各出版社の教科書記述（本文、コラム、史料等を含む）の比較検討を通して、歴史総合という教科全体の特徴や展望を示すことを目標とする。その際、高等学校地理歴史科において世界史を専門とする立場から、世界史分野の記述を主な検討対象としつつも、日本史分野との連関を意識したい。

記述の比較検討にあたって、本稿ではドイツ史に着目した。それは近代的な国民国家形成が始まり、大戦や民主化へと至る大きな流れが、少なくとも中等教育段階では日本と共通しているように感じられるからである。つまり、「日本近現代史と同時に学ぶ」という点で、ドイツは歴史総合において重要な国家の一つなのである。また、比較する際には研究史上の論点に着目する。社会科に限らず、「考える授業」やアクティブラーニングが求められる中で、その題材やテーマとして実際に研究・検証される点に注目することは有益だと思われるからだ¹。

以上の点を踏まえて、本稿ではドイツ統一とナチスの台頭を主に検証対象とする。前者は明治維新後の近代化と国民国家形成について、後者は軍部の台頭や大戦へと向かう流れが、それぞれ日本史分野と類似しており、やはり比較しやすい。そのため、歴史総合という教科を考えるうえで適切かと思われる。その後、この2つの論点に関わる優生思想を題材に、日本史分野と世界史分野の連関事例を考えていきたい。なお、検討対象とする教科書は、次の7冊とする。すなわち、701 東京書籍『新選歴史総合』、703 実教出版『詳述歴史総合』、705 清水書院『私たちの歴史総合』、706 帝国書院『明解歴史総合』、707 山川出版社『歴史総合 近代から現代へ』、710 第一学習社『高等学校 歴史総合』、712 明成社『私たちの歴史総合』である²。複数種類の教科書を出している出版社の場合、最も本文記述が多いものを対象とした。

第1章 ドイツ統一

前述の通り歴史総合は、主に近現代史を扱う教科である。多くの教科書では、導入として前近代について簡単な記述があるのみで、本編は18世紀以降の記述で構成される。こうした中、ドイツ史について、すべての教科書が、ビスマルクによるドイツ統一から記述が始まる。19世紀の国民国家の形成や第一次世界大戦へと至る文脈の中で、このドイツ帝国の成立を起点としているのであろう。同時代の日本史分野では明治維新の一連の流れが記述され、国家形成と近代化の時代であるという印象を受ける。本章

では研究史の整理からドイツにおける近代化と国民国家形成の意味を明確化したうえで、教科書記述を比較する。

第1節 研究史

教科書記述を検討するうえで、大きく2つの論点を確認していく。第一に、ドイツ特有の道論である³。ドイツではビスマルクによる統一の結果、帝政が成立し、第一次世界大戦へと向かう。大戦を経て帝政が崩壊すると共和政に移行した。しかし、この共和政はナチスの下で全体主義体制へと変貌し、第二次世界大戦やホロコースト（ユダヤ人絶滅政策）へと至った。ドイツ特有の道論とは、「なぜドイツのみがナチスの成立やホロコーストの実行を可能にしたのか」という点に注目する主張である。特有の道論では、ドイツにおける民主主義（議会）の脆弱性が強調される。そして、その原因として市民革命による封建社会との政治的断絶が生じなかったことが指摘される。これはドイツ人歴史家ヴェーラーの『ドイツ帝国 1871-1918年』に代表される主張であり、ドイツにおける自己理解にもかかわる重要な視点であった。

特有の道論において、ドイツ統一に関連した点としては、まず市民革命の失敗が挙げられる。イギリスやフランスとは違い、ドイツでは市民層が貴族から政治的な主導権を奪うことはなかった。そして、ビスマルクを中心に、いわゆる「上からの改革」がなされた。このように、経済的には工業化を中心とした発展がなされるも、政治的には旧来のエリート層が残り、民主化が進まなかったことが「特有の道」なのである。

しかし、特有の道論には批判もなされた。例えば、ニッバーダイは19世紀のドイツが、矛盾を内包しつつも近代化を果たしていたと主張した。そのため、当時のドイツをヴァイマル共和国の崩壊やナチスの前史としてのみ見るべきではないと考えた。また、ブラックボーンは、イギリスでは市民革命によって近代的な工業化と民主化が必ずしも決定づけられたわけではなかったと主張した。そのため、イギリスあるいはフランスを「近代化」の規範と考えるべきではないとし、ドイツの後進性を強調する特有の道論を批判した。

以上のような論争の中で、ポイカートはナチズムがドイツの「遅れ」、すなわち近代化の欠如から生じたものではなく、近代そのものの病理として生じたものだと考えた。近代化は単なる発展ではなく、負の側面をも含んでおり、ときに排他性や暴力性を発揮すると指摘したのである。これはドイツ特有の道論だけでなく、近代化そのものを考えるうえで重要な視点であると思われる。

第二の論点として、ドイツ内部の多様性に関する議論を取り上げる。ビスマルクの鉄血政策により統一を果たしたドイツであるが、成立した帝国内部は諸勢力が対立し合う状況であったと指摘されてきた。例えばシーデルは、ドイツ帝国を「未完成の民族国家」と表現した⁴。それは、国内に非ドイツ系民族を抱えたこと、また東欧一帯にドイツ系住民が存在していたことに由来する。国内においては、特にポーランド人問題が重大であった。18世紀のポーランド分割により国家を失ったポーランド系住民は、19世紀に「ポーランド人」というアイデンティティを自覚、確立していくことになる。これは当時のナショナリズムを背景としつつ、貴族層だけでなく、プロイセンで教育を受けた中間層・知識層の台頭により促進された。そして、帝国内ではポーランド系住民による抵抗が激化していった。

問題は民族的な不統合だけではない。現行の高等学校世界史でもしばしば扱われる文化闘争は、宗教的な対立の好例である。ボルツァはカトリックに対する激しい攻撃を提示している。また、プロテスタント側も決して一致していたわけではなかった。ヒュービンゲルによれば、自由主義的な「文化的プロテスタンティズム」は、国家との密接な関係を築く「正統派」を激しく批判したという。

こうした国内対立について、レプシウスは社会倫理的環境論を提唱し、ドイツ帝国内の4つの勢力が国家的・国民的統一を阻害したと指摘した⁵。この4つの勢力とはすなわち、プロテスタント保守陣営、自由主義陣営、社会主義陣営、カトリック陣営である。そして、それぞれの勢力は複数の政党を持ち、対立し合った。ドイツ帝国の政治は、これらの政党の政治闘争から少なからぬ影響を受けていたのである。

以上のように、ドイツ帝国内は民族的、宗教的、政治的に決して一枚岩ではなかったのである。19世紀における近代国家建設や国民国家形成を論じるにあたって、こうした内部勢力に注目することは重要なことと思われる。帝国という形に統一がなされ、近代化が進められながらも、その過程では多くの課題を抱えていたのである。

第2節 教科書記述の比較

では実際の歴史総合の教科書について、近代化と内部勢力という観点から比較していく。まず、検討対象として挙げたすべての教科書が、概ねドイツ特有の道論に準じた記述になっている。表現や程度に差はあるのだが、特に議会や自由主義の脆弱性、皇帝・首相の強権性が強調される⁶。政治分野においては、旧エリート層が残存し、「封建的」な要素が色濃い印象である。先にも述べたように、前近代の比重が必ずしも重くはない歴史総合において、「暗黒の中世」が間接的ながら示され、それをドイツ帝国が引き継いだような印象を受ける。また、「上からの改革・近代化」として、工業化や社会保障制度への言及も多い。そのため、近代的な社会経済に対して、政治は前近代的という構図が想定される。いずれの教科書でも、これらを直接的にナチスに結び付けるような記述は存在しない。しかし、教員が不用意にこの点を強調すると、高校生は少なくとも「遅れたドイツ」という認識を持ちかねないであろう。

次にドイツの内部勢力について考えていく。まず政治的な諸勢力について言及する教科書はほとんど存在しない。これはのちのヴァイマル共和国時代の記述とは対照的である。プロイセン・オーストリア戦争とプロイセン・フランス戦争に勝利して領土的に確立したことで、ドイツ帝国が完成したのは事実である。しかし、すでに述べたように、帝国内部では多様な勢力が互いに争っていたのである。この点に言及した教科書は1つだけで、カトリックに対する文化闘争と社会主義勢力の弾圧を記述している⁷。ビスマルクによる「上からの統一」という文脈ではあるが、帝国成立後の内政に言及しているという点は非常に重要であると思われる。

内政と同様に、民衆レベルでの国民国家・国民意識の形成についても、多くの言及がなされているわけではない。やはり領土的な確立により帝国が完成し、軍事的・経済的な発展を主とする近代化が果たされたという流れになっている⁸。国民統合の手段について言及している教科書は2つあり、それぞれ次のように扱っている。第一に、「ドイツ語を話す同胞意識」という点である⁹。例えば、プロイセン・フランス戦争で獲得したアルザス、ロレーヌ地方はフランス地域である。本来フランス人としての国民意識が強いこれら地域において、ドイツ語教育を通じた帝国民意識の形成は重要な政策であった。第二に、いわゆる「アメとムチ」政策が、国民統合の手段として取り上げられている¹⁰。社会主義者を弾圧する一方で、医療・災害保険などの労働者保護により、帝国への帰属意識を高めたという。これらの記述は、単純な領土のやり取りだけでは説明できない国民意識の形成を示すうえで、重要であると思われる。

国民意識の形成については、日本とドイツ、イタリアの比較を行う教科書もあった¹¹。ここでは、日本とドイツの類似性、そしてイタリアの独自性が強調される。日本とドイツは、すでに国家的枠組みと国家的象徴が存在していたという。すなわち天皇と皇帝であり、これにより両国では国民意識の形成が容

易であったとされる。それに対してイタリアでは、そうした国家的枠組みがなく、国民意識の形成に遅れが生じたのだという。日本とドイツの比較だけでなく、そこにイタリアも加えた点で、この記述は他の教科書には見られないユニークなものとなっている。たしかに、「19世紀後半の国家形成」や「全体主義・軍部独裁の台頭」という点で日本とドイツを比較するならば、イタリアについても言及されてしかるべきである。ただし、日本とドイツの国民意識形成が容易であったという記述には慎重にならなければならない。イタリアと比較した場合、そういった傾向は見られるかもしれないが、やはり国民統合の中で弾圧された者たちがいたことも意識する必要があるのではないか。

以上のようにドイツ統一に関する教科書記述を比較検討すると、ドイツ帝国について一枚岩的な印象が非常に強く感じられる。概ねどの教科書も特有の道論的な「上からの統一・近代化」により、帝国が成立・発展し、そして対外政策に向かっていくという一本道で記述される。これは国際関係を重視する歴史総合の傾向を反映したものだと思われる。当然、世界大戦など国際関係について学ぶことは非常に有益なことである。しかし、その反動として本来、国家形成・統一の過程で重要な内的な課題への言及が、十分とは言えない形になっているように感じられる。具体的に言えば、近代化や統一が内包する排他性があまり取り上げられず、排除・弾圧された者たちや統合の困難さが明示されていない。ドイツに限らず、19世紀におけるナショナリズムの高揚は、国民意識の形成だけでなく、国際関係にも関係する。例えば、同時代のオスマン帝国は、内包する諸民族の独立を受けて、解体が進行する。これにドイツやロシアの思惑が絡んだ結果、バルカン半島は「ヨーロッパの火薬庫」となった。さらに、日本においても琉球処分（沖縄）や北海道旧土人保護法（アイヌ民族）といった国民国家に「同化させられた者たち」をめぐる問題が、同時期に生じている。特有の道論に則した「前近代的な政治と近代的な工業化・経済発展」という構図が強調されがちだが、「近代的な国民国家形成で排除・弾圧された存在」や「統合された民衆」という視点も必要だと思われる。

第2章 ナチスの台頭

第二の論点として、ナチスの台頭について考えていく。たとえ科目が変わろうとも、近現代史を学ぶうえで第二次世界大戦は避けては通れない。実際に世界中で紛争や国家間の緊張が存在する現代において、世界大戦とそれに伴う人権侵害などを学ぶ意義は、全く廃れていない。特に前章で注目した「近代化」や「民衆」についてさらに考えていくために、本章ではナチス政権と民衆の関係性を取り上げたい。

第1節 研究史

ナチスと民衆の関係を考えるうえで、2つの論点を確認していく。第一に、なぜ民衆は非人道的な政策を実行するナチスを支持したのかという点である¹²。例えばナチスはドイツ民族の優位性を訴え、第三帝国を民族共同体として位置づけた。その過程で、ユダヤ人を経済的・社会的に排除し、強制収容所に送ったばかりか、その絶滅を企てた。アリーによれば、こうしたユダヤ人迫害に対して、ドイツの民衆はその日常的な暴力を容認し、密告によってゲシュタポの取り締まりに協力さえした。また、ゴールドハーゲンは、「普通の人々」の歴史的・現実的な反ユダヤ感情が、ホロコーストへと結実したと指摘する。こうした民族共同体への意識統合やナチス支持を生んだ重要な要素が、宣伝相ゲッペルスによる文化・宣伝政策であった¹³。ヴェルヒによるナチスのイメージ戦略やプロパガンダ政策の研究は、その代表である。さらに、ヒトラー・ユーゲントの研究など、日常的なレベルで、ナチスへの忠誠が育まれたことも明らかにされている。ドイツで実行された戦争政策や人種政策は、ナチスやヒトラーだけでなく、民衆も主体となって実施したものである。

第二の論点は、ナチスによる近代化の問題である。ドイツは、1920年代後半の不況や1929年の世界恐慌による深刻な失業問題に直面し、民衆は不満を募らせた。こうした情勢の中で政権を握ったナチスは、軍需産業の活発化や福祉政策を通して、雇用創出と工業化を進めた。論点となるのは、こうした取り組みを合理的で意図的な近代化政策として評価すべきか否かという点である¹⁴。肯定派のダーレンドルフは、これらの政策は必ずしも合理的な判断に基づいたものではなかったが、実際に「意図せざる近代化」をもたらし、戦後の西ドイツにおける民主主義の土台になったと論じた。さらに、シェーンボウムは、ナチスによる経済政策を「ヒトラーの社会革命」と呼び、その意識的な近代化を積極的に評価した。

これに対して、ヴィッパーマンなどは、ナチスによる近代化論に反論した。まず肯定派による「近代化」の定義が曖昧であり、社会的流動性や法的安全性の領域では近代化が果たされていなかったと指摘した。また、ナチスの犯罪的体制を「近代的」として、評価するべきではないと論じた。

以上のような論争の中で、前述の通りポイカートは近代化の中に、ナチスに至る要素が含まれていると指摘した。また、トゥーズはナチスの経済政策を付け焼刃的なものとしつつも、その弱点を、反ユダヤ主義やプロパガンダ政策、対外政策によって補おうとしたと論じた。これらの指摘は、「近代化」とその非人道的政策との関係を再考するうえで重要なものであるという。

第2節 教科書記述の比較

では、ナチスについて歴史総合ではいかに扱われているのか。まず、その経済政策・近代化政策については、すべての教科書で扱われている¹⁵。具体的には失業対策と工業化が記述されている。アウトバーン建設などの土木事業や軍需産業、フォルクスワーゲン生産などが経済を復興させたという。世界恐慌からの流れを受けて、ナチスの経済政策が民衆の心を掴んだという記述である。ブロック経済と同様、第二次世界大戦と世界恐慌をつなぐうえで、非常に分かりやすい流れのように感じる。

その一方で、宣伝・文化政策といった点には、あまり本文では言及されていない。メディア戦略として、ポスターなどが取り上げられているが、必ずしも重点は置かれていない印象である¹⁶。ある教科書では、「大衆と全体主義」という特集を組み、大衆がナチスを支持するに至った心理について記述している¹⁷。特集では「自分の居場所を示してくれたり、安心感を与えてくれるわかりやすいリーダーシップや世界観」を人々が求め、またナチスが「ユダヤ人というわかりやすい敵をつくりあげることで、人々の熱狂的な支持を獲得した」と述べられている。ナチスによるメディア戦略と近代的な国民国家が生み出した排外的ナショナリズムについて、民衆の空虚なアイデンティティとの関係が述べられており、非常に重要な記述だと思われる。こうしたアイデンティティとの関係から、ナチスの「代替宗教」としての側面に注目した研究も存在する¹⁸。

以上の点を踏まえると概ね歴史総合では、世界恐慌により生活が困窮する民衆は、経済復興の実現を理由にナチスを支持したという説明がなされている。少なくとも提示されるポスターやコラムを教員がうまく活用できず、本文の記述のみを追った授業を行うと、生徒はこのような印象を持ちかねない。もちろん、こうした説明は史実であり、前述の通り前後関係からも大変わかりやすい。また、「経済政策が優れているからナチスを支持する」という思考も理解しやすい。しかし、民衆はそこまで冷静かつ論理的な思考のみで行動するものなのだろうか。実際にそうだとすると、こうした思考だけではナチスの非人道的な政策を支持した理由を説明しきれないであろう。そのため、民衆の心理やアイデンティティの問題について、より踏み込んだ説明がなされても良いように感じられる。そして、民衆心理を強く引き付けたのは、ナチスのプロパガンダ政策なのである。

また、これらの視点は日本史分野でも扱うるものである。例えば、日本政府が戦時中に発した大本

営発表は、一種のプロパガンダ政策である。伝達方法や内容など、必ずしもナチスと同等のものではないであろうが、民衆に対する訴えとしては共通項でまとめることができるであろう。また、ナチスは女性の「居場所」を3K（台所、子ども、教会）とした¹⁹。そして、女性の任務（存在意義）は健全なる子どもを出産することであった。こうした女性蔑視を掲げるナチスを、なぜ女性たちが支持したのか。女性史の勃興の中で、この問題は多様に扱われてきた。日本においても女性の立場は類似していた。台所や軍事工場での労働だけでなく、精強な子どもを出産し、労働力や兵士として育て上げることを求められた。また、国防婦人会の下で、ある種の相互監視により銃後で戦争に加担していった。こうした近代国家と民衆心理の関係、あるいは民衆の日常レベルでの戦争への参加は、現代的な課題として生徒が学ぶべき意味のある点だと思われる。戦争について、国際関係からだけでなく、それを支持する民衆の心理を学ぶことで、戦争に対する理解をさらに深めることができるであろう。

第3章 日本史と世界史を併せた検討（優生政策について）

ここまで、歴史総合における近代化や民衆について、ドイツを中心に考えてきた。本章では日本史との関連事例として、優生政策から近代化や民衆について考えていきたい。ホロコーストを代表とするナチスの優生政策は、中学校でも学ぶ機会があり、高校生にとっては決して未知の出来事ではない。しかし、同時期に日本政府が実施した優生政策は、あまり知られてはいない。実際に、歴史総合の教科書でも、日本史分野でこの点について、ほとんど触れられていない。また、戦後の優生政策への向き合い方が、ドイツと日本では差がある。こうした観点から、歴史総合の実践の可能性を考えていきたい。

第1節 戦前

前述の通り、ナチスによる優生政策はホロコーストを中心に、歴史総合の教科書でも記述がなされている。そして、「疑似科学的な理由づけ」や「ユダヤ人という独自の人種が存在する」といったナチスの主張が取り上げられ、ユダヤ人は劣った人種であるという優生思想が存在したことは、共通して指摘される²⁰。さらに、この思想がドイツ人のアイデンティティを刺激し、ナチス支持の一つの要因となっていたと説明する教科書もある²¹。

「劣等人種」とされたユダヤ人以外にも、優生政策の犠牲者は存在した。それが「生きるに値しない命」と呼ばれた人々である²²。彼らは障害者や重度の病人、老人などであり、ナチスにとって「役に立たない」、「負担となる」人間とされた存在であった。そのため、「精神的な死者」や「余計的存在」、「お荷物」、「欠陥人間」とも呼ばれ、強制収容所に送られた。こうした「生きるに値しない命」の選別や隔離、そして抹殺は、T4作戦として知られている。また、遺伝子病子孫予防法は、障害者に対する不妊手術や人工中絶を強制する法であった²³。事実上、本人の同意なしに行われたこの断種政策も、やはり社会にとって「不要な」障害者を後世に残さないために行われた蛮行であった。

ホロコーストとは対照的に、各教科書はこのT4作戦や遺伝子病子孫予防法についてあまり言及がなされていない。しかし、ガス使用などの運用上の共通点、また思想的に共通した背景が存在するなど、ホロコーストとT4作戦のつながりが指摘されている。また、断種政策はユダヤ人迫害やT4作戦と共通する優生思想に基づいていた。「近代的な合理性」を歪んだ形で突き詰めた結果、存在することが「非合理的」で、国家の「役に立たない」ユダヤ人や障害者は、抹殺されたのである。そのため、T4作戦や遺伝子病子孫予防法もホロコーストと同様に、記述に値するのではないだろうか。

ナチスによる優生政策が進められたのとほぼ同時期に、日本でも類似の政策が実施された。1940年に施行された国民優生法は、心身障害者に対する不妊手術・人工中絶を強制する法であった²⁴。ナチス

の遺伝子病子孫予防法に相当する。本法律に関して、当時のある講演会では「優秀なるものを非常な速度を以て増やさねばならぬ、之により国力を維持しなければならぬ」という発言がなされた。国力向上のために「優れた」国民を増やし、その一方で「劣った」国民を抹殺しようという意図が垣間見られる。こうしたナチスとの類似性を色濃く示す法であるが、いずれの教科書にも記述はない。

また、日本では1907年に「癩予防ニ関スル件」という法を制定した²⁵。これはハンセン病者の強制収容を目的とする法である。皮膚の炎症といった症状を伴うハンセン病は、遺伝・伝染するものと考えられた。現在では、遺伝することはなく、また感染力も微弱であるとわかっており、治療薬も完成している。しかし、当時は感染を過剰に警戒し、あるいはハンセン病者が子孫を残すことを防ぐために、隔離政策が実施されたのである。そして、前述の国民優性法を根拠に、収容施設では不妊手術・人工中絶が行われた。法律制定の背景には、1905年の日露戦争の勝利が大きく関係している。日本はロシアに対する勝利から「一等国」としての自負心を持った。そのため、ハンセン病者を「国辱」として、欧米の目から隠そうとしたのである。このように、ハンセン病者の強制収容は単なる感染に対する誤った認識からのみ生じたものではない。近代的な国民国家の中で生じた、歪んだ先進国意識や排他性の結果なのである。こうした点からも教科書で指摘するに値する事柄だと思われる。

第2節 戦後

ここまで述べてきたように、第二次世界大戦中にドイツと日本は、ともに優生政策を実行した。しかし、戦後の優生政策に対する向き合い方には、違いが見られる。教科書では、戦後の日本とドイツのあり方について比較する記述が存在する。比較されるポイントは次の2点である。第一に、戦後の国際裁判における違いが挙げられる。この点に言及する3社の教科書に共通して、ドイツでは日本より厳しい訴追がなされたこと、また直接統治により非ナチ化が徹底されたことが記載されている²⁶。これによりドイツに対する日本の戦後改革・民主化の遅れが示される。また、第二に、戦後補償のあり方についても比較される²⁷。違いとしては、日本については賠償放棄がなされた一方で、ドイツでは「包括的な」支払いが求められたことが示される。しかし、両国に共通して、物資援助により互いの経済成長に寄与したが、各被害者への賠償が不十分であることが記述される。戦後社会における国際関係や過去との向き合い方を考えるうえで、こうした記述は重要なものと言えるだろう。

一般にドイツは、日本以上にしっかりとした形で戦争加害に向き合ってきた。歴史総合でも多くの教科書で扱われているブランド首相によるアウシュヴィッツでの謝罪（1970年）は、その象徴的な出来事であろう。また、戦後にナチスによる犯罪行為への賠償を目的として1956年に制定された連邦補償法は、過去の克服に法的な枠組みを与えた²⁸。しかしながら、課題も残る。例えば、ホロコーストに関する補償は、主にドイツ人対象とし、ポーランド人など諸外国の犠牲者に対する補償はいまだに十分ではない。また、「第二の迫害」という問題も残っている。これは、ナチスによる不妊手術・人工中絶に対する補償の遅れを指す。当初、連邦補償法の対象に、この断種政策の被害者は含まれていなかった。その理由について、優生論支持の学者ナハツハイムが政府に提出した資料には次のように記述されている。

遺伝病法は、ナチ的な人種法と取り違えたり、混同されたりしてはならない。ナチの人種法が、ヒトラーの重大な人種政策に役立っていた一方で、遺伝病の子孫予防法は、ドイツ民族の遺伝的健康を守るための、非政治的な法律であった。[...] 1933年以前からすでに、遺伝病と闘うための優生学的法律は、多くの文化的国家において存在したし、今日も存在する。1932年には、プロイセン保健省に、

断種法の草案も提出されている。たとえナチズムがなかったとしても、同様の法律は出来ていたであろう²⁹。

ここでは、ナチスの断種政策が「ドイツ民族の遺伝的健康を守るため」に必要であったと述べられている。ナチスが崩壊した戦後社会においても、こうした優生思想は根強く残っていたのである。その結果、断種政策に関する補償の開始は、1980年まで待たなければならなかった。さらに、この補償が不十分であるとして、給付金が増額されたのは、2011年のことであった。ナチスの戦争犯罪に関する補償は、今なおドイツにおいて大きな課題の一つなのである。

では、次に日本について考えていく。戦前についてと同様、戦後の優生政策についても歴史総合の教科書に記述は存在しない。しかしドイツと日本は決定的に異なる道を選ぶこととなった。ドイツとは対照的に、日本では第二次世界大戦終結後も優生思想に基づく法が廃止されることはなかったのである。1948年に制定された優生保護法は、「不良な子孫」が生まれることを防ぐために、障害者に対する断種政策を継承したものであった³⁰。ここで示される「不良な子孫」とは、ナチスが「生きるに値しない命」と表現したものと大きな違いがあるのだろうか。また、ハンセン病者の強制収容も継承された。これは、1953年に制定されたらい予防法で明文化される³¹。優生保護法とらい予防法は、ともに1996年に改正・撤廃された。あまりにも遅すぎる撤廃であると言える。

以上の点を踏まえて、ドイツと日本の優生政策について歴史総合で扱うとどういった学びが得られるであろうか。まず、第1章と第2章でも示したように、近代化の見直しが図れるであろう。優生政策の歴史は、近代化に内包される発展と合理化への歪な偏向が、生命や人権を奪ったということを示す。この点は、最大多数の最大幸福（倫理）や「人間の安全保障」（公民）にも通じるものであり、他科目との連関も想定される。戦後の補償問題については、現代の日本の立場を相対化するために重要な視点を提供する。ドイツも「第二の迫害」といった課題を抱えてはいるが、日本は過去との向き合い方がより消極的な印象を受ける。ハンセン病や断種をめぐる問題は、現代日本の歴史認識だけでなく、人権やマイノリティへの理解のあり方を反映したものであると感じられる。優生政策に関する学習は、戦後日本の国際的な立場や社会が取り組むべき課題を指し示すのである。

おわりに

最後に、教科書記述の比較検討により浮かび上がった、歴史総合全体の特徴と展望を示したい。まず、日本史と世界史の連関が難しいということである。同時代の出来事として併記されているが、比較や接点が見えにくい。少なくとも教科書では、あくまで別個のものとして記述されている。これは各国史的な整理や定期考査対策の暗記には適しているかもしれない。また、国際関係は、外交上の接点のみを扱い、構図・陣営としての記述に終始している印象を受ける。国内の民衆や諸勢力のコミュニケーションにはあまり言及されず、国家を一人の人間のように描いている。また、近代化を工業化や経済発展としてのみ扱っているように感じられる。そのため、合理化や大衆化により生じた負の側面（排他性など）がはっきりとは示されない。近現代史を学ぶうえで、近代化や合理化の危険性を理解することも重要なのではないだろうか。

こうした記述になる要因の一つとして、教科書が「商品」としての側面を持っているということが考えられる³²。高等学校の場合、各学校で採択されなければ、その教科書は利用されることはなく、当然ながら購入されることもない。ここで、事実上の商品（教科書）の買い手（採択者）は高校教員である。そのため、教科書は、高校教員に選ばれやすいように分かりやすい説明・構図が求められることになる。

この中で、上記のような内部勢力や近代化の課題、あるいは研究上の論争は、むしろ忌避される要素となってしまう。つまり、教科書の記述が一本道的で、極度に整理されているのは、簡潔さを求めてしまう筆者を含めた高校教員にも責任があるのである。

単純な構図の理解に終始した授業にしないために大切なことは、「結果として教科書のような史実に至るが、その過程は単純ではない」あるいは「教科書のような解釈がなされているが、その決定には論争があった」という認識を持つことだと考えられる。この「過程」や「論争」が、「考える授業」やアクティブラーニングのテーマともなり得る。教科書の記述を否定したり、無視する必要はない。むしろ、よく整理され、構図としてわかりやすいのだから、教員がその構図に至るプロセスを考えさせればよいと思われる。そして、そのテーマを探す手がかりになるのが、研究史である。例えばある教科書は、イギリスの宥和政策の評価について、特集として扱っている³³。宥和政策は、結果としてドイツの台頭に繋がってしまうが、イギリス側の軍事力強化にも有益だったとも解釈できる。こうした研究史上の実際の論点を、複数の史料から考えさせる特集となっている。この特集で示されたように、教科書の記述を教えるだけでなく、研究史からそこに至る過程に目を向けることで、歴史総合をより意義深い教科にすることができるだろう。

-
- 1 研究史を整理する際に次の3点を参照、引用した。木村靖二・千葉敏之・西山暁義（編）『ドイツ史研究入門』山川出版社2014年、藤井崇・青谷秀紀・古谷大輔・坂本優一郎・小野沢透（編）『論点・西洋史学』ミネルヴァ書房2020年、望田幸男・野村達朗・藤本和貴夫・川北稔・若尾祐司・阿河雄二郎（編）『西洋近現代史研究入門』名古屋大学出版会2006年。
 - 2 本稿では取り扱った教科書について、それぞれ東京、実教、清水、帝国、山川、第一、明成と表記する。
 - 3 前掲『論点・西洋史』234頁、前掲『西洋近現代史研究入門』114頁。
 - 4 前掲『ドイツ史研究入門』141頁。
 - 5 同上144頁。
 - 6 東京70頁、山川49頁。
 - 7 山川49頁。
 - 8 明成58頁。
 - 9 清水31頁。
 - 10 第一63頁。
 - 11 実況57頁。
 - 12 前掲『ドイツ史研究入門』156～158頁。
 - 13 前掲『西洋近現代史研究入門』135～138頁。
 - 14 前掲『論点・西洋史』262～263頁、同上128～130頁。
 - 15 実教156～157頁、帝国125頁、山川135～136頁、明成106～107頁。
 - 16 清水79頁、帝国125頁、明成106頁。
 - 17 第一147頁。
 - 18 前掲『西洋近現代史研究入門』126頁。
 - 19 同上136頁。
 - 20 実教179頁。
 - 21 清水75、79頁。
 - 22 宮野彬「ナチスドイツの安楽死思想 ヒットラーの安楽死計画」『法学論集』4号1968年、渡辺和行「ナチスの「安楽死」と人体実験」『香川大学生涯学習教育研究センター研究報告』1号1996年。
 - 23 紀愛子「ナチスによる強制断種の被害者に対する戦後補償政策の展開」『史観』179号2018年。
 - 24 水林翔「我が国における優生法制の成立とその論理」『流通経済大学法学部流経法學』19(2)号2020年107～117頁。
 - 25 橋内武「いのちの文化に関する歴史的研究 強制隔離政策下の療養所生活：長島2園を中心に」『桃山学院大学総合研究所紀要』44(3)号2019年32～48頁。
 - 26 東京144～145頁、実教177頁、帝国143頁。
 - 27 東京145頁、実教185頁。
 - 28 前掲「ナチスによる強制断種の被害者に対する戦後補償政策の展開」
 - 29 同上63頁。
 - 30 前掲「我が国における優生法制の成立とその論理」117～142頁、小森敦子「岐阜県における障害のある人に対する強制不妊手術に関する一考察」『岐阜協立大学論集』54(2)号2020年58～59頁。
 - 31 前掲「いのちの文化に関する歴史的研究 強制隔離政策下の療養所生活：長島2園を中心に」46頁。

- 32 長谷川修一・小澤実（編）『歴史学者と読む高校世界史』勁草書房 2018 年 42 頁。
33 帝国 139-140 頁。